

令和2年(2020年)10月30日

各部局長 様

防府市長 池田 豊

令和3年度 予算編成方針について

新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大に伴い、本市においては、市民の健康及び生活を守ることを第一に考え、また、地域経済へのダメージを最小限に食い止める観点から、多額の財政調整基金を取り崩すことにより、これまでにない大規模な補正予算を編成し、可能な限りの緊急対策等に取り組んできた。

令和3年度予算は、本市の将来を切り拓いていく「第五次防府市総合計画」(以下、「新たな総合計画」とする。)に掲げる重点プロジェクトを推進し、加えて、収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症等に的確に対応していかなければならない。

しかしながら、感染症の影響により市税等の大幅な減収が見込まれ、かつてない厳しい予算編成となることから、これまで以上に全職員が一丸となって編成作業に取り組む必要がある。

1 地方財政を取りまく環境

令和3年度の国の概算要求基準では、「経済財政運営と改革の基本方針2020」を踏まえ、ポストコロナ時代の新しい未来として「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現を目指すとともに、財政健全化を図ることが基本方針とされている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で冷え込む経済や家計の支援として、追加経済対策が盛り込まれた第3次補正と新年度予算案を一体的に編成し、「15ヶ月予算」として切れ目ない対策を講じる方向で検討されている。

また、地方自治体の予算に大きく影響を与える国の地方財政対策は、年末に向け決定されることとなっている。こうした国の動向を注視する必要がある。

2 本市の財政状況

令和元年度決算にみる実質単年度収支は、約1億7千万円の赤字となり、6年連続での赤字計上となったものの、これまでの取組成果により、前年度に比べ約5億2千万円の改善が見られた。

こうした中、令和2年度においては、財政調整基金約9億円を取り崩すことにより大規模な補正予算を編成し、感染症対策や経済活性化対策などの緊急的な対応に取り組んできたことから、黒字化は困難な状況にある。そのため、現在は、赤字幅の縮小に努めているところである。

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響による市税等の大幅な減収などにより、財源不足額は、令和2年度当初予算に比べ、現時点で、10億円以上増加し、20億円超が見込まれており、厳しい財政状況にある。

3 予算編成の基本方針

令和3年度は、厳しい状況下にあっても、本市の将来のまちづくりに向けて新たなスタートを切る重要な年度である。「新たな総合計画」に掲げる重点プロジェクトを中心に、本市の将来をしっかりと見据え、真に必要な諸施策を効果的に展開していくこととする。

また、新型コロナウイルス感染症に対しても、国や県の動向を注視しながら必要な対策を講じるとともに、「ポストコロナ時代」に向けて、国が進めるデジタル化等の「新たな日常」に対応する施策に積極的に取り組むこととする。

一方で、こうした取組を可能とするためには、歳入歳出両面からの徹底した見直しが必要である。財政健全化対策本部において示された方向に沿って、歳入面においては、未利用地の売却やネーミングライツの導入はもとより、国・県事業の積極的な活用などの財源確保対策にこれまで以上に取り組むこととする。また、歳出面においては、「新たな総合計画」の着実なスタートに向け施策の総点検を行うこととする。

以上を踏まえ、「明るく元気で豊かな防府市」を実現するため、職員一人ひとりが、「ビルド・アンド・スクラップ」の発想を持って、本市の将来を見据え、どのような対策が必要か知恵を出し合い、全力で予算編成に取り組むこととする。

なお、別途通知する「予算要求基準」は、国や県の動向が不透明な中で編成作業を円滑に進めるため示したものである。国や県の予算編成及び地方財政対策等が明らかになった際は、必要に応じ「予算要求基準」の見直しの可能性もあり、事業の再見積もりを求めることがある。

令和3年度予算編成要領

予算要求に当たっては、以下の事項に十分留意すること。

1 基本的事項

令和3年度当初予算編成においては、令和2年度予算をベースに経費を性質ごとに仕分けし、一部の経費について、税等一般財源の収入見込みに応じて、部単位で要求可能な一般財源を配分する「枠配分方式」を実施するので、部単位で調整し、配分された枠内に収まるよう要求すること。

全事業を見直しの対象とするので、事業の目的、成果等を総点検し、必要に応じて新たな事業として所要額を計上すること。

新規事業については、事業見直しにより捻出した一般財源範囲内で要求すること。ただし、「新たな総合計画」の重点プロジェクトや新型コロナウイルス感染症関連対策に係る新規事業、及び事業実施に多大な財源を要する臨時的な事業については、必要性、費用対効果、実施時期等を十分検討の上、別途要求をすること。

なお、これらの新規事業や臨時的な事業、及び財政健全化取組項目については、全件一件査定とする。

歳入予算については、制度変更や過去の収入実績に応じ、適切に計上を行うこと。

2 総合予算の編成

令和3年度当初予算は、「年間総合予算」として編成し、年度内の予算不足に対し補正による対応は原則行わないので、年間見通しに基づき、予定されるすべての収入及び支出を的確に把握し、計上すること。

3 「第五次防府市総合計画」の着実な推進

「新たな総合計画」に掲げた重点プロジェクトの諸施策に積極的に取り組むこととする。

なお、上記事業の実施に当たっては、本市の財政状況を勘案し、事業効果が確実に見込める事業などを優先的に実施することとする。

4 新型コロナウイルス感染症関連事業の推進

市民の安全・安心を最優先に、「感染防止対策」と「社会経済活動の維持」の両立といった観点から、既存・新規事業を問わず必要な対策に取り組むこととする。

また、「コロナの時代」の新しい未来として、デジタル化等の「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現を目指すための施策に積極的に取り組むこととする。

5 財政健全化対策の取組

持続可能な行財政基盤への転換を図るため、財政健全化に引き続き取り組むこととするので、次の点に特に留意し、予算計上すること。

(1) 財源の確保

市税収入などについて、収納率の更なる向上に努めること。

多額の財源不足に対応するため、国・県等の補助事業を積極的に活用することはもとより、遊休資産の処分やネーミングライツの導入を計画的に進めるとともに、ふるさと納税の活用、保有基金や特別会計余剰金の活用など、職員の創意工夫により財源の確保に努めること。

(2) 事務事業の徹底した見直し

事務事業の目的、成果等を再度総点検し、「選択と集中」の視点により、限りある財源をより高い効果が見込める事業や重要な施策に集中的に活用すること。

補助金については、「補助金見直しに関するガイドライン」により見直しを行うこと。特に、市単独で実施している補助金については、制度設計の見直しにより、国・県の制度へ組み替えるなど市費負担の軽減が出来ないか検討すること。

また、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の影響から、緊急・一時的な対応として、休止・中止・延期・規模縮小等を行った事業について、令和3年度の対応を再度精査すること。併せて、他市と比較して突出している事業や市独自事業については見直し（縮小・廃止等）を検討すること。

(3) 事務処理コストの抑制

職員の負担軽減を図る観点からも、働き方改革の推進により、事務事業の見直しを進め、時間外勤務手当などの事務処理コストの抑制を図ること。

また、令和2年度に導入された会計年度任用職員については、雇用状況等を再検証し、真に必要な範囲で予算計上すること。

(4) 審議会・協議会の見直し

所期の目的を達成したのや設置効果が乏しいものについては、廃止や他の審議会等への統合を図ること。

(5) 特別会計・企業会計の健全化

独立採算の原則に基づき、業務効率化、経費節減、受益者負担の適正化など事業の採算性を高める取組を実施するとともに、一般会計からの繰出金の適正化を図ること。

(6) 公共施設等の適切な管理運営

公共施設等については、「防府市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設総量の適正化や効率的な運営による維持管理経費の削減に取り組み、財政負担の軽減・平準化を図ること。

また、指定管理については、施設の最も効率的・効果的な管理運営形態を改めて検討するとともに、費用対効果に留意し、適切な見積もりを徹底すること。

(7) 税源涵養の促進

安定的な税財源の確保につながるよう、まちづくりによる市の活性化、企業誘致、地産地消の強化など税源涵養に資する施策の構築に配慮すること。

6 国・県の動向等

国・県補助金等については、制度改正や予算編成の状況など、国・県の最新の動向を注視しながら情報収集に努め、確実な見積りに努めること。

厳しい財政状況にあっても着実な施策推進を図るため、国の財源措置を最大限活用すること。また、各種団体の助成制度についても調査・検討し、積極的に活用すること。

なお、国・県の制度見直しがなされた場合、同様の制度見直しを原則とし、安易に市負担を増やす取り扱いを行わないこと。

7 その他

詳細な「予算要求基準」は、別途通知を行うので、指示事項を厳守の上、指定期日までに予算見積書を提出すること。

なお、予算見積書提出後、積算根拠等に変更が生じた場合は、速やかに財政課担当者と調整を行うこと。